

# ベトナムにおける外国契約者税

水野コンサルタンシーグループ

代表 水野真澄

Mizuno Consulting Vietnam Co., Ltd.

執行役員 安藤崇

## No. 7



# 1. 総論

国際租税の一般原則では、「事業所得に対しては、PEなければ課税なし。

その他所得は、PEの有無に拘わらず課税される場合あり」となっている。

⇒ PEの有無が、課税に大きな影響を与える。

ベトナムでは、PEの有無に拘わらず、外国契約者税という形で、非居住者に対して課税を行う。

⇒ 租税理論（租税条約との関係）を考慮するとおかしい面はあるが、

国内法に基づき、外国契約者税の課税が行われるのが実務。

## 2. 外国契約者税とは

- 根拠規則：外国契約者税（財務省通達・第103/2014/TT-BTC号）  
ベトナムで事業を行う、若しくは、ベトナムから所得を得る非居住者等（外国契約者）に対して課税される、付加価値税・法人税・個人所得税等の総称。  
外国企業がベトナム国内にPE（Permanent Establishment = 恒久的施設）を有するか否かは関係なく課税される。  
申告・納付は、外国契約者が直接行う方式と、契約相手であるベトナム企業・個人等が源泉徴収する方式があり、それぞれ異なる税率が定められている。

## 3. 外国契約者税の課税対象

外国契約者税は、付加価値税・法人税・個人所得税・その他租税公課から構成される。  
但し、個人所得税、及び、その他租税公課は、（外国契約者税の課税対象ではあるが、源泉徴収方式での税率規定がないため）、個人所得税法等の一般規定に基づき課税される。

## 4. 外国契約者税の計算方法

外国契約者税の計算方法には、ベトナム側契約者が、外国契約者の収益に対して、一定の税率を計算して源泉徴収する直接方式（ベトナム側契約者の源泉徴収）、外国契約者がベトナム会計制度に準拠して申告する申告方式（外国契約者の直接申告）、直接方式と申告方式の混合方式（外国契約者が申告を行うハイブリッド方式）の3種類がある。

### ① 直接方式

外国契約者が提供する事業内容に応じて課税率（付加価値税率・法人税率）が定められており、これを使用して源泉徴収課税する（財務省通達・第103/2014/TT-BTC号・第12条・第13条）。ベトナム側契約者は、外国契約者に対価を支払う際に、付加価値税・法人税を源泉徴収し、申告・納付する。

## ② 申告方式

外国企業が、ベトナム内の企業と同様の方法で、付加価値税法・法人税法の一般規定に基づき申告納税する。  
外国契約者が、申告方式を採用するためには、以下の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 外国契約者がベトナム国内にPEを有する、若しくは、ベトナム居住者である。
- 2) ベトナムでの事業活動期間が、契約発効日から183日以上である。
- 3) ベトナム会計基準適用の下、税務登記がなされ、税務ID番号が発行されている。

## ③ ハイブリッド方式

外国契約者が、以下の全ての条件を満たすことを前提に、  
「付加価値税に関しては、ベトナム企業と同様の控除方式に基づき計算」し、  
「法人税に関しては、直接方式と同様、収益に対して一定税率を乗じて計算」する方式。

- 1) 外国契約者が、ベトナム国内にPEを有する、若しくは、ベトナム居住者である。
- 2) ベトナムでの事業活動期間が契約発効日から183日以上である。

## 5. 外国契約者税の税率

直接方式に基づく付加価値税率、及び法人税の税率。更には、ハイブリッド方式の法人税率は、以下の通り。

付加価値税	対象
5%	サービス一般、機械・設備のリース、保険、原材料・機械・設備の供給を伴わない建設及び据付
3%	製造、輸送、物品に付帯するサービス、原材料・機械・設備の供給を伴う建設及び据付
2%	その他の販売

法人税	対象
10%	レストラン・ホテル・カジノ管理サービス、商標権からの所得
5%	機械・設備・油田掘削装置リース、保険、貸付利息
2%	金融派生商品サービス、航空機・航空機エンジン・航空機部品・船舶リース、建設及び据付、輸送、その他の事業
1%	販売、流通、物品・原材料・備品・機械・設備の供給、ベトナム国内でのサービスが付帯する物品・原材料・備品・機械・設備の流通
0.1%	有価証券・譲渡性預金の譲渡、海外売再保険、再保険手数料

## ベトナムビジネスコンサルティングサービスのご案内

Mizuno Consulting Vietnam Company Limitedでは、中国コンサルティングサービスと同様の総合基本サービスパッケージをご提供し、企業再編、会計・税務等、ベトナムビジネス上の諸問題を、法規・実務の両面から対応・解決いたします。

中国・ベトナムでビジネス展開をされている日系企業の皆さまへ、組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等、ますます高度化・複雑化する諸問題に対し、日本、中国本土、香港、ベトナムの6都市・8拠点一体となって、安心のトータルソリューションを提供いたします。

MIZUNO CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED  
(水野コンサルティングベトナム)

31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang Street,  
Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel/Fax : (84) 28-3910-1822

お問い合わせ : [infovn@mizuno-ch.com](mailto:infovn@mizuno-ch.com) (担当・水嶋)

Tel:(852)2522-0078



## ● 基本パッケージ（登録可能人数 2名）

基本総合パッケージは、ベトナムでのビジネスコンサルティング（組織再構築、ビジネスモデル構築、記帳・税務申告、外為・資金管理等）、および労務コンサルティングに対応するパッケージです。

### <サービス内容>

#### ① Q&Aサービス

ベトナムビジネスに関する一般的な（個別調査・作業を必要としない）ご質問を、E-mailにて回数無制限でお受け致します。必要に応じて弊社顧問弁護士の意見を確認した上で、日本語でご質問にお答えいたします。

#### ② 情報配信サービス

ベトナムビジネス制度に関する情報、及びそれらの解説に関するレポートを、随時、配信いたします。

#### ③ 面談サービス

月1時間の無料面談をお受け致します。※弊社ホーチミンオフィスでの面談です。

### <料金>

ベトナムビジネスコンサルティング会員様料金	月額USD250
中国コンサルティング既存会員様向け特別料金	月額USD150

コンサルティング会員様にはスポット案件についても、サポートさせていただきます。  
会員様の多様なニーズにお応えできるよう、日々サービス向上に努めておりますので、  
ベトナムビジネスに関する事であれば、何なりとお気軽にご相談下さい。  
事前にお見積額を提示し、ご同意いただいた場合のみ、作業開始いたします。

**例）ベトナム拠点開設サポート、組織再編サポート、税務申告代行、記帳代行、法務サービス、その他**